

# 施策評価シート（評価実施年度：平成27年度）

事務事業所管部局長 (幹事部局)	防災部長 岸川慎一	電話番号	6838
---------------------	-----------	------	------

## ①施策の目的等

施策の名称	<b>施策Ⅱ-1-3 原子力安全・防災対策の充実・強化</b>
目的	原子力発電所周辺地域の環境放射線の測定監視や発電所の運転状況などの把握と情報公開に努めるとともに、万一の原子力災害に備え、防災体制を充実・強化し、地域住民の安全を確保するとともに安心して暮らせる環境を保全します。

## ②成果参考指標の目標（実績）と施策の現状、及びその評価

数値目標	年度	23年度	24年度	25年度	26年度	27年度	単位	数値目標	年度	23年度	24年度	25年度	26年度	27年度	単位
原子力防災訓練に参加した防災業務関係者の訓練目的・目標の達成割合	目標値		95.00	95.00	95.00	95.00	%	目標値							%
	取組目標値							実績値							
	実績値	94.00	90.00	95.90	97.32			達成率							
	達成率		94.70	100.90	102.50										
定性目標	目標値						%	目標値							%
	取組目標値							実績値							
	実績値							達成率							
	達成率														
定性目標	平成24年度～平成27年度 ●E1列ガ 計測機器の増設、体制の見直しを図り、平常時及び緊急時における環境放射線監視体制を充実する。 ●広域避難に対応できる地域防災計画（原子力編）の見直しを行う。														
成果参考指標の実績等の補足説明（任意記載）	●住民の実動避難訓練を盛り込んだ2県6市の枠組みにより原子力防災訓練を実施し、参加した防災業務関係者に対する訓練評価は目標を上回った。 なお、新たな防災業務関係者への対応や毎年度見直し訓練内容等を関係者に継続して徹底していく必要があり、引き続き同じ目標とする。 ●固定局モニタリングポスト3局舎や環境放射線情報システムを改修するとともに、簡易型モニタリングポスト15基を設置した。また、水準調査用モニタリングポスト1基を移設した。 ●原子力防災資機材等の整備、保守、運営を進め、実動避難訓練等の原子力防災訓練を実施するとともに、避難行動要支援者等が利用する社会福祉施設や原子力防災の拠点となる施設に対して放射線防護対策及び非常食用料の整備を実施した。 ●地域防災計画については、平成27年度に国の原子力災害対策指針の改正が予定され、その内容を踏まえ見直しを検討していく。														

## ③評価時点での施策目的に対する現状

評価時点で施策目的に対する現状 (客観的事実・データなどに基づいた施策の現状や取組状況)	●島根原発1号機については、今後、中国電力が原子力規制委員会へ廃止措置計画認可申請を行う予定。島根原発2号機については、原子力規制委員会にて新規基準適合性確認審査中。 ●緊急時の防災体制をさらに充実する必要がある。特に、避難行動要支援者の対応や、県境を越える広域避難については、未解決の課題が多い。緊急時モニタリング計画については、実施要領を県が作成することが必要。モニタリングポストについては、さらに可搬型モニタリングポストの事前配置、簡易型モニタリングポストの追加整備が必要。 ●県地域防災計画（原子力災害編）に基づき、緊急被ばく医療体制の整備を進め、防災訓練等を実施しているが、今後の国の緊急被ばく医療体制見直し等を踏まえた医療活動体制の充実が必要である。 ●早期に安定ヨウ素剤の事前配布を実施し、配布・服用体制の充実が必要である。
---	--

## ④総合的な評価

評価時点での総合的な評価	判断	その理由
A:順調に進んでいる B:概ね順調に進んでいるが見直す点もある C:あまり順調に進んでいない	B	○数値目標、定性目標ともに達成しているが、緊急時にE1列ガや避難遅延時検査（スクリーニング）体制の整備、輸送手段の確保や避難行動要支援避難の仕組み作り等、継続して放射線監視体制や県地域防災計画・避難計画等の充実に取り組む必要がある。 ○原子力災害における防護対策実施地区の拡大に伴い拡大した被ばく医療機関へ安定ヨウ素剤を配備し、体制を整備した。 ○原子力防災訓練の一環として、被ばく医療機関への搬送、医療措置訓練及び安定ヨウ素剤内服法の調剤に係る訓練を実施している。また、安定ヨウ素剤の事前配布に着手した。

## ⑤課題の認識

(1)平成27年度末の施策目的の達成状況(予測)	判断	その理由（「総合的な評価」の「判断」と異なる「判断」の場合のみ記載）
A:達成できる B:概ね達成できる C:達成は困難	A	●今後も引き続き国へ制度構築や財政支援を求めながら、国と県・市との作業チームの検討を通じ避難対策の充実を図り、国の動向（防災基本計画、原子力災害対策指針の改定等）を踏まえながら、環境放射線監視体制、地域防災計画及びこれに基づく原子力防災訓練の内容等について不断の見直しを行うこととしている。 ●安定ヨウ素剤の事前配布については、市医師会や薬剤師会等の協力を得て具体的な配布作業が進んでいる。
(2)施策の目的達成に向けての課題		●1号機については、長期にわたる廃炉作業が安全かつ確実に進むよう、中国電力に適切な対応を求めていくことが必要。 ●2号機については、原子力規制委員会の適合性確認審査状況を把握し、住民の方へ適宜情報を提供し、審査終了後、安全協定に基づく対応をとることが必要。 ●環境放射線測定調査結果等の放射線に関する情報・知識、その他県民の関心の高い事項について、引き続き各種広報を効果的に実施する必要がある。 ●防災計画・避難計画を改定し緊急時の防災体制をさらに充実することが必要。 ●モニタリングポストについては、関係機関等と調整しながら配備することが必要。 ●今後の国の緊急被ばく医療体制の見直しに伴う対応を検討することが必要。 ●安定ヨウ素剤の配布・服用体制の更なる充実に向け、乳幼児用製剤の開発及び副作用・誤飲に関する補償制度の創設が必要。

## ⑥今後の取組みの方向性

課題解決に向けての今後の取組みの方向性	○島根原発1号機の廃止措置計画認可申請について、中国電力から事前了解願いが提出された場合には、初めに、中国電力から廃止措置計画の内容について説明を受け、国へ申請することのみを了解し、原子力規制委員会の審査終了後に、その審査結果の説明を受けた上で、県議会、県安全対策協議会、原子力安全顧問、立地・周辺自治体などの意見を聴き、総合的に判断する。 ○2号機については、引き続き原子力規制委員会の審査状況を注視し、情報収集及び情報発信に努める。審査終了後は、原子力規制委員会から審査結果の説明を受け、安全協定に基づく最終的な事前了解について、県議会、県安全対策協議会、原子力安全顧問、立地・周辺自治体などの意見を聴き、総合的に判断する。なお、仮に政府から再稼働への理解を求められた場合には、安全の確保を大前提として、同様に県議会他関係者の意見を聴き、総合的に判断する。 ○広報誌の配布、県主催の見学会や講演会、安全対策協議会のほか、他団体の企画する会等にも参加して、情報提供を地道に繰り返し実施する等、継続的に取り組む。 ○原子力災害対策指針等の改定を受け、防災計画・避難計画を改定し緊急時の防災体制をさらに充実する。また、その際には、避難行動要支援者等の対応や安定ヨウ素剤の配布、避難遅延時検査（スクリーニング）などについても盛り込む。 ○県境を越える広域避難時の受け入れ先との調整や避難所等での必要となる物資等の調達仕組み作り、モニタリングや避難遅延時検査（スクリーニング）で必要となる資機材にかかる経費などについては、引き続き国の人的、財政的な支援が必要である。 ○緊急時モニタリング計画実施要領を作成するとともに、緊急時モニタリング体制の整備状況等を踏まえて必要な計画見直し等を行う。 ○緊急被ばく医療体制の見直しに関して、国が前面に立って調整し、必要な支援・協力を行うとともに、安定ヨウ素剤の乳幼児用製剤の開発及び副作用・誤飲に関する補償制度の創設を国へ要望協議していく。
---------------------	---